

大正時代の家屋新築記録にみる山村住民の生活

——山口県宇部市の農家の記録から——

倉重加代

1. はじめに

大正時代は山村にとって大きな転換期として位置づけられる。地理学者の松山利夫は日本における山村の生業・経済史を振り返り、1910 年頃から 1930 年代なかばまでの間を、近代のなかで山村経済が確立した時期だとみる。また、秋津元輝は、養蚕や製炭がこの頃になってはじめて「山村」の主要な生業として台頭してくるという事実注目する。山村は、日本の近代化の過程でその生業基盤を比較的短期間に大きくつくりかえていった。一方、1934～37 年に柳田国男の指揮の下、木曜会によりおこなわれた全国の山村 50 数ヶ所の調査を通して、柳田は「木曜会の同人が踏破した山村は、四十何箇所まではただ奥まった農村というに過ぎなかった」と述べる（倉重 2014）¹⁾。柳田の調査は昭和初期だが、大正時代は山村経済が確立しつつある一方で、多くの山村は農村的特徴も有していた時代であったといえるだろう。

そして、今日、大正時代の山村研究を進めていく方法には限りがあるが、本稿では、当時の山村住民の生活を明らかにする一つの方法として、山村集落の農家に保管されている母屋新築記録の分析を試みた。

本稿で分析する史料は、山口県宇部市の農家に保管されていた、大正 3 年に母屋を新築した記録である。史料には、母屋建築時の整地、木挽、大工など作業に関わった職人や集落住民、工期、作業日、賃金などについて詳細に記録されている。このときに建てられた母屋は、その後、幾度かの増改築を経て現存している。大正期のみならず民家建築に関する研究が蓄積されているのは建築学分野で、その内容も、建物の構造や工法、空間等にとどまらず、工期や大工・木挽などの職人の役割など多岐にわたる。中には江戸時代の木工木挽屋帳を基に民家建築の経緯を分析した研究（原田聡明・北野隆 2008）や、大正時代のものでは、江戸時代から大庄屋を務めた家が新築工事をおこなったときの工程や職人に関する研究（柴田祐子・大場修 2008）、集落の道場の再建工事における工事組織や大工・木挽工数や村人足数などの研究（吉田純一・岩井清健 2012）などがみられる。

建築学会の研究では建築記録から生活を捉えた分析はほとんどみられないが、記録から当時の慣習や建築を依頼した施主側の状況をみいだせるのではないかと考える。また、家屋建築というのは日常的なできごとではないが、非日常の記録からその時代の山村の生活をみいだすことを本稿で試みた。また、史料内容について現世帯主とその妹に聞き取りをおこないながら、史料の記録を整理した。本稿では、その記録より、時間的側面と作業役割、集落の共同作業の状況について考察していくことにする。

2. 調査の概要

2.1 対象世帯と対象地域

本稿で分析する史料を保管している農家（以下、Z家）は、山口県宇部市万倉地区Q集落に、江戸時代より続く山林を保有する農家である。現世帯主（1938-、以下ZA）が7代目と伝えられており、本稿で分析する記録を遺したのがZAの祖父ZT（1880-1947）である。ZTが満32歳から34歳の頃であった。着工時、大正元年の世帯構成はZTのほか、父（満71歳）、母（満65歳）、妻（満28歳）、長男（満5歳、後のZAの父）、長女（満2歳）、次女（満0歳）である。当時保有していた耕地や山林の面積は不明だが、大正8年度の収入所得高として、米61俵を生産し、うち売米44俵という記録が残っている。

万倉地区は1889（明治22）年、当時の芦河内、矢矯、東万倉、西万倉、奥万倉、今富の6ヶ村が合併して万倉村となり、これら6ヶ村名は現在も大字として地名が残っている。Q集落は奥万倉の一部である。万倉村は1955（昭和30）年4月1日に船木町、吉部村と合併し楠町の一地区となり、その後、万倉地区の一部が1957年11月に分離して美祢市に編入している（分離時の美祢市編入地区の人口は335人、戸数58）。その楠町は2004（平成16）年11月に宇部市と合併し、今日に至っている。地域振興5法のうち、旧楠町は過疎法指定地域であり、旧万倉村は山村振興法および特定農山村法指定地域となっている。

Q集落は万倉地区の中心地からは約6kmのところに位置する。集落の位置関係を図1に示した。地区中心地にはかつて万倉村役場、楠町役場万倉支所があった。宇部市に合併後は、その場所の近くに宇部市出張所が置かれている。公共交通機関は、鉄道が大正5年に宇部駅―船木間が開通、12年に万倉まで、さらに15年に吉部まで開通したが、昭和19年に万倉―吉部間の軌道が撤収され、36年に廃止されている。現在は万倉中心部からのバス路線があり、Q集落に繋がる県道沿いのK集落にバス停が設置されている。K集落は中心部から約3kmに位置し、そこからQ集落へは公共交通機関はない。K集落からQ集落へは約3km、川沿いに道があり起伏がほとんどない。古くから馬車の往来があり、昭和20年代までには車通行ができるよう道路が整備されており、人の往来、物流とも主にこのルートが利用されてきた。山間部に位置するQ集落は、他の隣接する集落へはすべて徒歩で峠を越えて往来していたが、近年はほとんどK集落経由での往来となっている。また、平地がなく、耕地は斜面に段々に造られ、家屋も山の斜面に建てられてきた。

Q集落の戸数・人口は、『山口県厚狭郡史』（1951）によると、昭和25年頃の人口は87人で、聞き取り調査によると当時の戸数は15世帯であった。大正初期の戸数についてはZ家および隣家Y家所蔵の金品授受控から推測する。大正2（1913）年と4年にY家で、大正5年と6年にZ家で葬儀がおこなわれており、集落内の者から受け取った香典数が、Y家は両年とも12、Z家はそれぞれ16（14戸）、14（13戸）である（倉重2018）²⁾。Q集落全戸から受け取ったのかなど不明な点もあるが、大正初期のQ集落の戸数も15戸程度と思われる。所有面積の大小はあるものの、住民の多くは水田や畑、山林を有する農家であったと考えられるが、筆者がZAに聞き取り調査をした際、昭和25年頃に集落外に勤めに出

ていた者もいたので、大正期にも雇用という形態で収入を得ていた者もあった可能性はある。

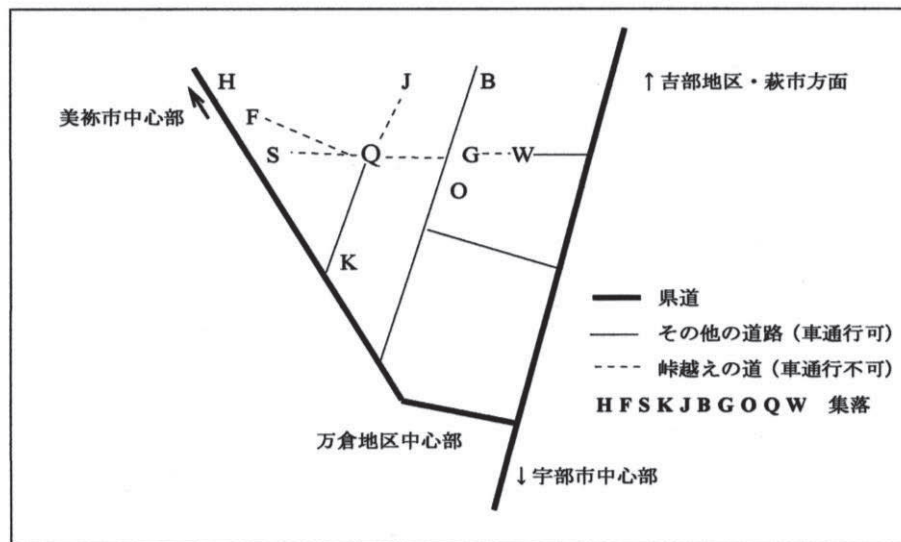


図1 集落位置図

2.2 分析史料

本稿で分析対象とするのはZ家所蔵の以下の史料である。

- ①『大正元年十月二日 屋敷開地ニ付日役其他諸雑費枳帳』
- ②『大正式年十一月二十三日起 本家建築木挽人役枳帳』
- ③『大正式年十一月二十三日起 本家建築木挽へ金米拂渡枳帳』
- ④『大正参年一月一日 大福帳』
- ⑤『大正参年二月十一日 本家新築□諸雑費枳帳』
- ⑥『大正参年二月廿一日 大工日役並ニ拂渡枳帳』

記録は費目ごとに分類されておらず、作業開始時に「開地」、「木挽」、「大工」と大まかに分けられ、それぞれに主に日付順に書き連ねられている。左官の記録は史料④に、史料⑤には大正2年12月10日からの、主にQ集落内住民の加勢による作業（木寄、垂木切り・皮剥き、茅寄せ、屋根壁の土担ぎ、庭を造るための土担ぎ）、畳屋の作業日に関する記述がある。また、記載内容が厳密に区別されておらず、重複もみられる。

日役（人役）の記載方法については、作業者別に作業日・時間を記録する方法と、作業日ごとに作業者名を記録する方法があるが、Z家の記録はまちまちである。史料①（開地）および⑥（大工）は日付ごとにそれぞれ作業終了まで、史料②（木挽）は職人別に作業日と時間が記録されている。史料⑤には日付ごとに作業人数・作業者名が記載されている。

なお、本稿では人名をアルファベットで記しているが、表記アルファベットと実名に関連性はない。また、史料内容については現世帯主ZAと妹のZI（1942-、宇部市在住）に関

き取りをおこなっている。

3. 工事の状況

3.1 工事内容

まず、請負内容から工事の概要を整理しておく。表 1 に請負内容を示した。請負は開地と木挽、大工の 3 種である。開地の棟梁 F は Q 集落内の者である。木挽の棟梁 A は、隣の集落（図 1 の集落 S）の者である。現在は往来できないが、当時は徒歩で山越えする道があった。直線距離で 1km の距離である。大工棟梁 O は万倉村の隣、吉部村の者である。Q 集落から O の住所まで、当時往来があった道で片道約 7km である。開地は請負時に現金のみで契約しているが、木挽と大工は現金と米で契約している。稲作を生業としない者にとっては、必要な物を現物支給してもらうことが合理的であったのであろう。一方、「開地」の請負契約は現金のみだが、集落内の者は多くが農家であるため、米よりも現金での支払いが望まれたのかもしれない。

表 1 請負内容

種別	金額・但し書き等（出典）
開地棟梁 F	請負額 75 円 [石垣の石割と石組み、敷地の一部盛土費]（史料①）
木挽棟梁 A	大正 2 年 11 月 23 日 請負額 115 円 50 銭、玄米 5 俵 1 斗 [家間取正面 6 間奥行き 3 間半並に釜場 2 間]（史料②）
大工棟梁 O	大正 3 年 2 月 11 日 請負額 126 円 50 銭、玄米 2 石 4 斗 [家長 6 間、奥行き 3 間半、此れに釜場仕付]（史料⑤）

注：史料⑤には木挽棟梁との請負に「玄米 2 石 4 斗」とある。誤りか後に訂正されたのかは不明。



図 2 Z 家の間取り（昭和 20 年代）

請負契約時の家の大きさは「長さ 6 間、奥行 3 間半に釜場 2 間」である。図 2 に間取りを示したが、これは ZA や ZI が子どもの頃（昭和 20 年代）のもので、太線が当時の家屋である。請負時よりも完成した家屋は長さが 1 間分、奥行きが半間分、広がっている。家屋の構造上、広がった部分が後に増築されたとは考えにくく、建築時に変更されたものと思われる。おちま（物置）と倉庫は後に増築された部分である。

3.2 工事期間、作業者、作業内容

表 2 に工期、表 3 に職種・作業者別作業日数を示した。

開地が始まったのは大正元年 10 月である。F 以下、作業開始時から作業に携わっている G、H、I、J、K はいずれも Q 集落内の者であると考えられる。後の昭和 20 年代、規模の大小はあるにせよ集落内の多くの世帯が農業を営んでいたこともあり、当時、どの程度の専門性を有していたかは不明だが、土木作業を請け負うことができる者が集落内にいたことを表す。さらにメンバーがほぼ固定されている点から、Q 集落内に F をリーダーとした土木作業集団のようなものがあったとも考えられる。

表 2 職種別・作業別工程

年	月	開地ほか（集落内・親族）	木 挽	大 工	その他
大正元年	10	10/2-21 (12) 開地			
2 年	1	1/3-10 (5) 開地・石垣			
	3	3/19-末 (4) 同上			
	4	4/9-25 (9) 同上			
	9	9/7-29 (11) 石垣・溝			
	10	10/1-4 (3) 石寄せ他			
	11		11/23-25 (2)		
	12	12/10 (1) 木寄	12/4-5 (2), 19-30 (12)		
3 年	1	不明 (1) 木寄	1/4-30 (26)		
	2	2/12 大工小屋用木寄 2/13 垂木切り・皮剥き	2/5-17 (12), 21-24 (4)	2/12 (1), 21-28 (8)	
	3	3/1-9 (8) 池・土盛・ 真砂捲き・石取り 3/15 (1)? 四方止め 3/25 (1) 土撒き	3/3-4 (2), 10-28 (17)	3/1-31 (31)	
	4	4/1-10 (5) 茅寄せ 4/22-23 (2) 屋根壁の土担ぎ		4/1-15 (15)	4/20-28 (9) 左官
	5	5/7 (1) 庭をうつ土担ぎ		5/1-3 (2), 17-28 (12)	
	7			7/3-30 (28)	7/4-19 (14) 畳屋
出典		史料①④⑤	史料②	史料⑥	史料④⑤

注：作業期間（作業日数）を表す。

表 3 職種・作業者別作業日数

種別	作業者	大正元年					大正2年					大正3年					延日数 (日)
		10月 (11-12月)	1月 (2月)	3月 (4月)	4月 (5月-8月)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	(6月)	7月	
石切	F	10/2-10/21[12(11.25)]	1/3-10[5]	3/19-4/25[11(9.5)]	3/19-4/9[4(3.5)]	9/7-10/4[13(11.5)]	9/7-10/4[13(11.5)]	10/1[1]		1/26-27, 2/28-3/15[8]	3/1[1]						49(45.25)
	妻																5(4.5)
石組	G	10/2-19[7(5.75)]	1/4-6[3]														18(16.75)
	GA																1
盛土	H	10/2-21[10(8.75)]	1/3-10[5]	3/28-4/25[9(8.5)]	4/9[1]	9/12-10/2[5]											35(31.75)
	H妻																1
盛土	I	10/2-19[10(9.45)]	1/6[1]	3/20[1]		10/2[1]											12(11.45)
	J	10/12-19[5]															11
真砂	K	10/21[1]		3/29* [1(0.5)], 4/19[1]	4/14-25[5(4.7)]												6
	L																2(1.5)
捲き	M							10/2[1]									7(6.7)
	N																1
茅寄	W																5
	X																2(1.5)
Y妻	Y																3
	Y妻																3
YB	YB																1
	YC																1
運搬	LA																2
	ZT						9/19[1]										2
Z妻	Z妻	10/15-16[2]															14
	Z妹																8
他	他																2(1.5)
	他																49(48)
木挽	A									12/10[2], 1/2[5], 2/12[7], 2/13[10], 3/25[4]	7/4-19[21(20)]						57(55)
	B								11/23-12/29[12(11)], 1/19-4/7[45(44)]								44(41.5)
C	C								12/19-2/11[44(41.5)]								16(15.5)
	D																14(13.5)
E	E																41(38.9)
O	O																73(71.5)
	P																17
Q	Q																93(91)
	R																63(61)
S	S																47(46)
	T																22(20.5)
U	U																48
	V																21(21.5)
YG	YG																25(12.5)
	FU																15(14.5)
左官																	23(20.3)

*[作業日数(日当計算分日数)] 例：[1(0.5)]とは、作業日数が1日だが、作業時間は半日分だったので日当は0.5日分。
「石切等」欄の「他」の内訳は、12/10[2]、1/2[5]…木寄、2/12[7]…大工小屋建て用の木寄、2/13[10]…垂木切り4人、垂木の皮剥き…2人、3/25[4]…土巻き、7/4-19[21(20)]…畳屋。「Z妻」はZTの妻、「Z妹」はZTの妹である。また、最下欄「左官」は3人である。
また、史料に記載されている「日々の日数の合計」と「記載されている総計」が一致していないところもある。

さて、開地の作業は大正元年 10 月に 12 日間作業をした後、作業は中断され、翌 2 年 1 月初旬に 5 日ほど作業をした後、2 ヶ月以上空いて 3 月下旬から 4 月にかけて作業をしている。5～8 月は作業を中断、9 月に作業を再開し、整地は 10 月 4 日に一旦終了している。

11 月下旬になると木挽が作業を開始する。12 月下旬から翌 3 年 2 月まで、集中して作業をおこなっている。2 月 11 日には手斧始めの行事がおこなわれ、大工が同月 21 日から本格的に作業開始、4 月 15 日までほぼ休みなく作業をおこなっている。その後、左官が約 10 日間作業をし、その作業終了と入れ替わりで大工が再び作業を開始している。6 月は作業せず、7 月に作業が終了している。

Q 集落内の者は、家屋建築のための整地作業が終わった後、大正 2 年 12 月から木挽や大工の補助的な作業や（木寄、垂木切り・垂木の皮剥き）、建築以外の周辺の作業をおこなったり（真砂撒き、石取り、土担ぎ）、屋根の茅を採集・運搬したりしている³⁾。茅の採取には図 1 の集落 B まで行っており、集落 B から集落 G までは馬車で運び、集落 G から集落 Q の Z 家までは歩いて峠を越えて運んでいる。量は 180 荷と記録されており、1 荷は両端が尖った天秤棒（オウコとよんだ）の両側ともに束ねた茅を指した量である⁴⁾。4 月 22、23 日の土担ぎは左官の手伝いであろう。

3.3 経費

表 4 に工事総額を示した。木挽と大工には請負契約通り、現金と米で日当の支払いしている。請負契約時の「開地」は表 5 では石工に当たる。また、表 5 に日当の受渡日を示した。開地、木挽、大工に対して、金額や米の量、支払われるタイミングは一定ではないが、その都度支払われた日当の合計は表 4 の総計にほぼ一致する。しかし、左官日役の支払日や雑費の内訳は不明な部分が多く、雑費に「地下加勢者への食米及酒肴代等は凡て除く」とあるので、木挽や大工への飲食代は含まれていると考えられる。表には示していないが、釘代、障子紙など品目や、「石屋へ」、「畳屋」などと記載してあるものも雑費に含まれよう。しかし、単に人名や屋号のみ記載されている場合があり、それらのどれほどが建築に関連する支出かは不明である。建築資材自体の経費について、木材の支出は史料にはみられず、自身の所有する山の木で賄えたのであろう。また、石屋への支払い内訳は不明だが、茅寄せ以外に馬車を使用した記録がないこと、Q 集落では壁土や地面に撒く真砂は、集落外から運ばず主に自身が所有する山の土を使用する慣習があったことから、石や壁土、真砂に対する購入費はほとんど発生せず、開地や土担ぎ等の日当に現れていると思われる。

また、史料では開地と木挽は日当額の差がないが、大工は職人によって日当の差がつけられている。表 3 の棟梁 O 以下、P、T、U、YG、V、FU が「1 人役」、S は「9 分」、O の弟子 Q は「5 分」、P の弟子である R が「2 分」となっている。大工工賃が 1 日 50 銭と記載してあるので、S の日当は 1 日 45 銭、Q は 25 銭、P は 10 銭となる。

表 4 工事総額（工事終了時）

種別	金額・但し書き等（出典）	
大工	176円50銭、米7俵1斗〔代金として58円〕 〔但し是は棟上げと雨戸障子迄〕	総計 974円21銭 大工工賃1日50銭 木挽工賃1日50銭 其他地下加勢者への 食米及酒肴代等は 凡て除く
木挽	124円13銭、米6俵2斗〔代金として52円〕	
雑費	148円58銭、白米2石〔代金として45円〕	
他	85円〔石工人役費金〕 35円〔左官日役〕 10円〔石工への費用、棟上げ・中棟上げ等の諸雑費〕 240円〔瓦3千枚、1枚に付8銭〇〕	

※史料⑥より作成。

表 5 作業日当の受渡日

年	月	日					
		開地	木挽		大工		その他
		現金	現金	米等	現金	米	現金
大正 元年	10	9, 19, 29					
	11	(日付不明)					
2年	1	27					
	4	17, 20, 23					
	9	13, 19					
	10	2					
	12		27, 29	22, 27, 29			
3年	1	31	14, 20, 27, 30	8 (小豆)		21	
	2		10, 24	10			
	3	24	4, 13, 24, 29,	29	4, 24	14, 27	3, 4, 5, 25
	4		9, 12, 15, 22, 26	9, 14, 15, 22	8		5, 22, 23
	5		12	11	3, 18	2, 18	
	7				10, 24, 28, 31	4, 18	19
	8				14		
	12	21					

※史料①、③、⑤、⑥より作成、左官への支払日は不明。

工事終了時の総額をみると、請負時よりも金額が大きくなっている。請負契約時より大きな家が完成していることが大きな要因であると考えられる。

4. 考察

これまで史料をもとに、工事内容、工事期間、作業者、作業内容、経費について概観してきた。以下、時間的側面と作業役割分担、集落住民間の共同作業について考察する。

4.1 時間的側面

時間的側面で考察するのは工事時期と1日の作業時間である。

工事時期については、たとえば吉田・岩井（2012）が報告する大正2年の福井県勝山市の道場再築の記録では、木挽の作業が11月15日から45日間、道場の建築が4月15～28日、屋根葺きが5月1～7日で翌8日から床工事を開始、7月1日に厨子が持ち込まれていることから、床工事は6月末には終わったであろうとしている（6月の記録はなし）。古い記録だが原田・北野（2008）が報告する文政5～6年の熊本県球磨郡の民家建築の星帳によると、大工の作業日は11月1日～12月22日、翌年1月5日～2月7日、6月25日～8月10日で、木挽が大工とほぼ同時期に製材作業に従事し、左官が2月中旬と7月上旬に作業をしている（2月下旬～6月中旬は空白）。Z家新築では、木挽の作業は11月下旬～3月下旬、大工の作業は2～5月と7月、左官の作業は4月下旬であった。

吉田らや原田らの研究と照合し、時代や地域を越えて共通しそうな点は、木挽が木を切る時期が秋から冬にかけてであることと、6月に積極的に作業をしていないことである。冬は木の休眠時期であるため、木を切る時期としては適している。また、原田らは星帳の空白期間の5～6月の梅雨の前までに屋根の茅葺作業がおこなわれたものと考えられると述べているが、Z家の場合も梅雨時期を外して作業をしていたと思われる。

木を切る時期と梅雨時期から木挽と大工の作業スケジュールが大まかに決まり、そこから逆算して整地の作業日が決まっていく。Z家の場合、中断時期を含め整地に1年かけているが、整地が長期に及んだ理由は以下の2点が考えられる。まず、Q集落は山間に位置し、平地がなく、田も斜面に段々に造られている。斜面に盛り土をし石垣で固める作業が容易ではなかったと予想される。もう一つの理由は作業者の事情である。開地に関わったQ集落の者は、規模の大小はあっても多くは稲作をおこなっていたと考えられるため、稲作の作業が多い時期を避けていたのではないかと考えられる。大正2年9～10月も開地作業をしているが、前年10月の作業人数や日数と比較すると、作業従事者総数は明らかに少ない。

もう一つ、1日の標準作業時間が何時間だったのか。作業時間の把握は、日当計算上必要なため作業時間が細かく記録されている。表3に示しているように、右欄括弧内の日当計算分日数に端数がみられる。史料にはたびたび「半人」と記載され、時折「七分」「三分」などと記されている。1日の作業時間を計算するのに参考になりそうなのが、「開地」の2日目、10月3日「雨天の為午後3時止 凡7分5勺」という記述である。午後3時までで1日の「4分の3」とみなしているならば、1日の作業時間の目安は、今日の1日8時間労働と近いといえる。屋外の作業で、当時はまだ照明設備の整備が不十分なため、特に冬場、山間で日没後の作業は困難であったと予想される。また、特に大工は遠方より往来していたことも長時間労働が困難な理由であったと思われる。ただし、同時期の大正5（1916）年、「工場法」が施行され（明治44年制定）、15歳未満の者と女子のみを対象にしていたものの、その規制の中に最長労働時間12時間というのがあった。工場の長時間労働が取り沙汰される時代であり、他の産業の労働時間も含めさらに分析が必要である。

4.2 作業役割分担

表 3 に示している F 以下 Z 妹までの者のうち、多くは Q 集落内の住民であると思われる。うち、Y は Z 家の親族と記載されている史料もあるが、詳細は不明である。X は隣の吉部村に住む ZA の母の親族である。W は Z 家との関係は不明で、明治時代以降の金品授受控の記録に W と同姓の者がいないこともあり、Q 集落の者ではないと思われる。

土木建築分野の作業であるため多くは男性が担っているが、女性も作業に従事している。Z 家の身内（妻、妹）以外では、「妻」と記載されている 3 人と、記載されている名前から、GA、LA が女性と思われる。名前で書かれている人は、死別か離別で夫がいない者か、未婚の者ではないかと思われる。Z 家の身内のうち、妻は、妻と実名両方の記載があり、妹は実名で記載されている。女性が携わっている作業で明確なものは、大正 2 年 3 月下旬～4 月上旬の開地（石垣を除く）、大正 3 年 2 月 13 日の垂木の皮剥き、3 月上旬からの真砂撒きや石取り、4 月上旬の茅寄せ、同月下旬の土担ぎ（左官の手伝いか）、5 月上旬の庭を造るための土担ぎ、である。

4.3 集落住民間の協同作業

原田・北野は文政 5～6 年星帳の空白期間について、前述した記述の続きに「屋根葺き作業は、集落の住民などが共同で行うため職人に賃金を払う必要がなく、そのため『星帳』に屋根葺き作業が省かれているものと思われる」と述べる（原田・北野 2008: 784）。また、宮本常一は、時期は不明だが、家を建てようとしたときの状況を以下のように述べる。

家を建てようとするときには、まず村の総代の所へ行く。するとたいていの村では総代がそのことを触れてくれる。家々ではあまった材木、または柱や棟木になるような立木もくれる。すると家を建てたい者は木挽をたのんでその木を切倒してもらう。そして木出しをする。山から里まで持ってくるのである。村の者が出て手伝ってくれる。これはすべて朝食までの仕事であった。材木がそろい、大工がそれを組立てられるように切込みをすると、今度は建前になるが、それも村人が手伝ってくれる。屋根は山中の村ならばカヤで葺き、里ならばムギワラで葺くことが多かったが屋根草はカヤ請や普請請に入っておれば、仲間のものが持ってきてくれた。／だから小さな農家一軒を建てるにはほとんど費用はかからなかったのである（宮本 2012: 87）。

原田らが分析した時代よりも（そしておそらく宮本が述べる時代よりも）大きく下っているが、Z 家建築の場合、集落の住民に日当を払っている作業がある。大正 2 年 12 月から 3 年 2 月までの木寄せや垂木切り・皮剥きに対して賃金を払った記録は見当たらないが、池・盛土、真砂撒き（3 月 3～5 日）、土撒き（同 25 日）、茅寄せ（4 月 5 日）、左官の手伝いと思われる土担ぎ（4 月 25 日）には賃金を支払っている。また、集落の総代のような者が作業を仕切ったような状況も記録からはみいだせない。少なくとも大正時代の Q 集落

では、宮本常一が述べる村の慣習とは異なるスタイルで家屋が新築されている。山村経済が確立しつつあるこの時期、平地の需要に応じて生業基盤を比較的短期間につくりかえた時期に、かつて村人が賃金が伴わない方法でおこなっていた作業が賃金を伴う作業に変わっていたとすると、集落内の社会関係にも変化がもたらされた可能性がある。

5. 終わりに

本稿では新築工事の工期や職人・作業者の役割、経費等の記録から、当時の時間的側面や役割分担、共同作業の状況について考察をおこなった。

最後に本研究の課題を述べる。

まず、Z 家の史料分析に関する課題として、一つは、家計収支全般の分析がある。本稿では建築に関する支出のみの分析にとどまったが、日常の収支や建築経費の工面方法も含め収支両方から分析することで、農家の経済的側面を明らかにすることができるであろう。もう一つは、行事や職人への振る舞いの分析である。支出の記録から、手斧始めや中棟上、棟上をおこなうのみでなく、時折職人へ振る舞ったり、酒を手土産に渡したりしていたようである。行事や慣習の解明は、当該地域の生活や社会関係の研究に有効であろう。

また、本稿での分析は特定の時代・地域の事例にとどまっているため、この事例の特殊性や普遍性の分析も必要である。特定の技能を有した職人の作業状況のみならず、集落内の者が家屋建築にどのように関与してきたかは特に関心があるが、本稿で取り扱った事例は山林を所有する農家の記録である。敷地や資材の確保一つにしても平場の民家建築とは事情が異なるため、地域の特殊性は大きいと思われる。

さらに、山林を有する農家の長期的変化を解明することも、山村農家や山村集落の研究を深めることが期待できる。

Z 家はこの母屋建築に必要な木材を、自身が所有する山林で確保したと考えられ、その木材は主に松である。松は強靱で耐久性が大きく、古来より多くの用途があり（高島雄三郎 1975）、後に建築材としては檜や杉が主流になっていくが、当時としては珍しくない。また、現世帯主 ZA の感覚では、松は意識して手入れをしなくても比較的まっすぐ伸びるので重宝されたという。多くの研究者が指摘しているように、農家の林野所有は最初から育林経営を目的として所有されたものではなく（山本美穂 2016: 61）、ZA の実感では Z 家も同様で、意識して木の手入れや植林をしてきたのは ZA の父の代からだと思われる。しかし、自宅建築用木材の伐採跡に意識的に植えたかは不明だが、当時の世帯主 ZT により、大正 4 年 2 月 14 日、松苗 20 本の代金を支払っている記録が残されている⁵⁾。さらに、ZT の父親も明治中期に植樹していたことをうかがわせる記録が Z 家には残っている。育林経営を目的として山林を所有したものではなくとも、薪炭材用に短期間のサイクルで雑木を伐採するばかりではなかったようである。

日々の生活のための燃料や現金収入のために雑木・用材伐採をしながら自宅建築の樹木を確保できたとすれば、山林所有者の視点からみて持続可能的・自給自足的な山のサイク

ルが維持されている状態だといえる。しかし、山村の主要な生業は村の外からの需要で、それは山村や山林所有者の意図とは無関係に質・量とも変動する。時代が下るにつれ一層その度合いが強まる中で、山村が変貌してきた状況については多くの研究が明らかにしてきたが、あらためて山村の住民の視点で検証してみたい。

〔謝辞〕

本研究にあたっては、Z 家には資料を提供していただくとともに聞き取り調査にご協力いただいた。この場をお借りして感謝申し上げます。

〔注〕

- 1) 松山（1986）、秋津（2000）、柳田（1938）参照。
- 2) 本稿の Y 家、Z 家は、倉重（2018）ではそれぞれ M 家、N 家と記載している。
- 3) 石取とは、真砂を撒いた後の石取りなので、真砂の質が悪く大きめの石が混ざっておりその石を取り除いていたのではないと思われる。
- 4) また、フゴを棒（当地ではロクシャクとよぶ）の両方に下げたときの量も 1 荷とよんだ。
- 5) 本稿で分析対象としなかった『大正四年式月一日以降 大福帳』に記載されている。

〔文献〕

- 秋津元輝，2000，「20 世紀日本社会における『山村』の発明」日本村落研究学会編『年報 村落社会研究 第 36 集』農山漁村文化協会：151-182.
- 厚狭郡町村会編，1951『山口県厚狭郡史』厚狭地方事務所.
- 原田聡明・北野隆，2008，「文政五年大工木挽星帳について——熊本県の民家に関する研究（その 30）『日本建築学会九州支部研究報告』47: 781-4.
- 柴田祐子・大庭修，2008，「9118 石谷家住宅の大正新築工事における工程と職人」『日本建築学会大会学術講演梗概集』（F-2, 建築歴史・意匠）2008: 235-6.
- 倉重加代，2014，「わが国山村の社会学的研究の特色と課題」『西日本社会学会年報』12: 65-77.
- ，2018，「山村住民の社会関係の変遷」『鹿児島女子短期大学紀要』55: 5-12.
- 松山利夫，1986，『山村の文化地理学的研究』古今書院.
- 宮本常一，2012，『生きていく民俗——生業の推移』河出書房新社.
- 高島雄三郎，1975，『モノと人間の文化史 16 松』法政大学出版局.
- 柳田国男，1938，「山立と山臥」柳田国男編，『山村生活の研究』国書刊行会: 538-48.
- 山本美穂，2016，「農山村に刻まれた森林の歴史——人工林と農家のコーホート」日本村落研究学会企画 藤村美穂編，『年報 村落社会研究第 52 集 現代社会は「山」との関係を取り戻せるか』農山漁村文化協会: 59-93.
- 吉田純一・岩井清健，2012「大正 2 年再建の小原道場について（その 2）再建工事の様相」『日本建築学会北陸支部研究報告集』55: 525-8.

所属：鹿児島女子短期大学

E-mail アドレス：kayok@jkajyo.ac.jp